

# 金剛東向陽台4丁目第1建築協定書

## 概要

- ① 建築物の用途は、一戸建専用住宅とする。ただし、次のイ) からへ) に掲げる用途を兼ねるもので、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内のものについては、この限りではない。
  - イ) 事務所
  - ロ) 日用品の販売を主たる目的とする店舗
  - ハ) 理髪店又は美容院
  - ニ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
  - ホ) 診療所（家畜等の診療を行うための施設を除く。）及び薬局
  - ヘ) 出力の合計が0.2kW以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房
- ② 建築物の高さは、地盤面から10m、軒の高さは、7mをそれぞれ超えないものとする。
- ③ 建築物の階数は、2以下とし、2階屋上は、使用できないものとし、地階は、設置できないものとする。
- ④ 敷地の地盤面の高さは、原則として本協定締結時の地盤面を変更してはならない。ただし、造園及び自動車車庫を建築するための切土及び盛土については、この限りでない。
- ⑤ 敷地の区画は、別添区域図に示された区画を変更してはならない。ただし、隣接する区画を一体として利用する場合は、この限りでない。
- ⑥ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、次のとおりとする。
  - (a) 別添区域図の凡例に示す「開発道路に面する箇所」から1.5m以上
  - (b) その他の箇所 敷地境界線から1.0m以上ただし、これに満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のイ) 又はロ) に該当する場合は、この限りでない。
  - イ) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。
  - ロ) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。
- ⑦ 境界に面する塀、フェンスは、透視可能な見通しの良いものとし、その高さは、地盤面より1.5mを超えてはならない。

- ⑧ 道路からの敷地への出入口は、別添区域図の凡例に示す「道路からの敷地への出入口禁止範囲」に設けてはならない。車庫の出入口も同様とする。ただし、勝手口（ $W=1.0$ m以下）は、この限りでない。
- ⑨ その他特に定めのない事項については、第一種低層住居専用地域に係る法及び政令等を適用する。